

あんしん温泉 / あんしん浴場 ご利用規約

第1条 (目的)

当サービスは、浴槽水等の水質検査及び浴場施設の衛生管理における自主的な取組について第三者機関である当協会が客観的に評価し、消費者に対し公衆浴場利用における安心を広く提供することを目的とします。

第2条 (定義)

当サービスにおいて使用する用語は、次の定義によります。

- 1) 「本認定」とは、浴槽水等の水質検査の実施状況ならびに浴場施設の衛生管理に対する取組状況に対し、あんしん温泉／あんしん浴場として認定するものです。
- 2) 「あんしん温泉」とは、本認定を、主に温泉旅館施設、温泉施設に対して付与する場合の呼称です。
- 3) 「あんしん浴場」とは、本認定を、主に銭湯、大規模銭湯に対して付与する場合の呼称です。

第3条 (サービスの内容)

- 1) 公衆浴場法に基づく水質検査
- 2) 温泉法に基づく温泉成分分析
- 3) 認定書の作成および提供 (無償)
- 4) 当該店舗情報の HP への掲載 (無償)
- 5) ポスターの提供 (無償)
- 6) 認定シール等の提供 (無償)
- 7) のぼりの提供 (有償)

第4条 (認定)

本認定は、当該店舗が「公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について」(厚生労働省 平成15年2月14日付 健発第0214004号)Ⅲ衛生管理に基づき、水質基準等の遵守および公衆浴場における施設、設備、水質の衛生的管理、従業員の健康管理、その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置により公衆浴場における衛生等の向上及び確保を図ることに関し、自主的に取組まれた事項に対して付与するものです。

なお、水質等の事故等を防止した、或いは当該店舗が水質等の事故等を防止する能力を有することを認めるものではありません。

第5条 （業務委託料及び支払方法）

業務委託料は、業務契約締結日の翌月末支払とし、別途指定する口座に業務委託料をお振込み下さい。なお、その際の振込手数料は、お客様のご負担でお願い致します。

第6条 （契約期間及び更新）

- 1) 本契約の有効期間は、締結日から1年間です。
- 2) 契約期間満了前3か月までの期間内に、更新をしない旨の通知をしなかったときは、従前の契約と同一の条件で契約を更新したものとします。

第7条 （免責事項）

第4条により、当協会は水質等の事故等に起因する紛争等についての一切の責任を負わないものとします。

第8条 （協議）

本契約に定めのない事項及び疑義については、互譲・協力の精神をもって協議決定することとします。

以上